



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

今月のNEWS(全般)

NEWS1 . アクティブシニア

NEWS2 . 書籍の紹介

NEWS3 . 税務調査手続きの改正

NEWS1 . (アクティブシニア)

終戦直後の1947(昭和22)年から49(同24)年に生まれた全国700万人の「団塊の世代」。この層が定年を間近に控え、ビジネスシーンにも様々な影響を与えています。

これまで、団塊世代は、高度成長期の大量消費を経験し、様々なブームやヒット商品を生み出してきました。1960年代のアイビールックや、70年代のアンノン族、80年代のニューファミリーを形成してきたのもこの世代です。こうした世代がリタイアするのに伴い、従来の高齢者のイメージとは異なる高齢者社会が到来するとみられています。

団塊世代は、これまでの高齢者のイメージとは異なり、活動的な側面が強く、消費傾向に大きな変化を生み出しています。レストランには、産地や農法にこだわるこの世代を強く意識したメニューが並び、映画館では団塊世代向けの夫婦割引が好評を博しています。また、インターネットによる株取引やパソコン、デジカメといったデジタル家電人気を牽引しているのもこの世代です。

こうした団塊世代が消費する市場規模は5兆円ともいわれ、アクティブシニアとも呼ばれるこうした世代の好みをつかめるかが、今後のビジネスの成否を左右しそうです。一方、この世代が大量にリタイアすることで、都心のオフィス需要の低下や、情報システム分野で熟練のエンジニアが大量に不足する事態も懸念されています。シニア層の再雇用という観点からも、団塊世代は社会を大きく変革する可能性を秘めています。(知恵蔵2012の解説より)

先頃発売された、iPhone5ですが、長蛇の列には若い人に交じって、高齢と見受けられる方もいました。戦後日本の消費を支えてきた団塊世代の方々には、高齢化が進む日本で、もう一踏ん張りして頂き、コミュニケーションの場を広げていただけることでしょ。

NEWS2 . (書籍の紹介)

あなたは上手に怒ることができますか？

突発的に「キレる」のではなく、効果を冷静に計算して、相手に怒りをぶつけること。

「やさしい」言葉に乗じて、個人固有の考え方や感受性、言葉を奪い去ろうとする他者に対して、怒りを感じ、伝え、時に相手の怒りを受け止める術を磨く。

かつては怒れなかった青年が、留学先のウィーンで独り生き抜くために培った怒る技術。豊かな人生を取り戻すために、本書を片手に、いまこそ怒ろう。

日本人の美德からは外れるかもしれませんが、怒りをコントロールしたり、怒りをどう表現するかは、重要なコミュニケーションの手段であることは間違いありません。怒りをコントロールすると同時に、怒らない技術の向上に繋がられるようにしたいですね。



情報会員募集中 会員申込みをして頂ければ、毎月「朝日だより」・最新セミナーのご案内をお送り致します。

お申し込み・ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

お問合せ先: 朝日税理士法人 名古屋事務所 朝日だより担当 青島・田中 052-571-5480
西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣 0563-57-7850

Question

税務調査手続きが改正されたとのことですがどのように改正されましたか？概要を教えてください。

Answer

税務調査手続きの改正が、平成23年12月2日施行の「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」により行われました。

国税庁は9月13日、この改正を受けて制定した通達、「国税通則法第7章の2(国税の調査)関係通達について」を公表しました。

これは、平成23年12月の税制改正で法定化された税務調査手続きについて、新たな規定が設けられたため、国税庁が、これらの規定の取扱い等を定めるために制定した法令解釈通達です。

この改正は、調査手続きの透明性と納税者の予見可能性を高めるなどの観点から、**税務調査手続きについて現行の運用上の取扱いが法令上明確化されるとともに、全ての処分(申請に対する拒否処分及び不利益処分)に対する理由附記の実施及び記帳義務の拡大等が定められる**ものです。

税務調査手続きの法定化及び理由附記の実施に係る規定については、平成25年1月1日以後開始する調査から適用されますが、国税庁は、**10月1日以後に開始する調査から「事前通知」及び「修正申告等の勧奨の際の教示文の交付」の2点について先行的取組を実施する**ようです。



【解説】

税務調査の事前通知

税務署長等は、税務職員に実地の調査において質問検査等を行わせる場合には、あらかじめ、納税義務者に対し、その旨及び調査を開始する日時等を通知することとされました。(通法74の9、74の10)

通知内容

- (1) 質問検査等を行う実地の調査(以下「調査」という。)を開始する日時
- (2) 調査を行う場所
- (3) 調査の目的
- (4) 調査の対象となる税目
- (5) 調査の対象となる課税期間
- (6) 調査の対象となる帳簿書類その他の物件
- (7) 調査の相手方である納税義務者の氏名及び住所又は居所
- (8) 調査を行う当該職員の氏名及び所属官署(その職員が複数であるときは、その職員を代表する者の氏名及び所属官署)
- (9) (1)又は(2)に掲げる事項の変更に関する事項
- (10) 当該調査により(3)～(6)以外の事項について非違が疑われる場合、その通知内容以外の事項についても調査対象になりうる事

税務調査の終了の際の手續

調査終了の際の手續について、次のとおり整備されました。(通法74の11)

- (1) 税務署長等は、実地の調査を行った結果、更正決定等をすべきと認められない場合には、その調査において質問検査等の相手方となった納税義務者に対し、その時点において更正決定等をすべきと認められない旨を書面により通知します。
- (2) 調査の結果、更正決定等をすべきと認められる場合には、税務職員は、納税義務者に対し、調査結果の内容を説明します。
- (3) 上記(2)の説明をする場合、その職員は、その納税義務者に対し修正申告等を勧奨することができます。この場合、その調査結果に関し納税申告書を提出した場合には不服申立てをすることはできないが更正の請求をすることはできる旨を説明するとともに、その旨を記載した書面を交付しなければなりません。

根拠条文等

国税通則法第7章の2
税務通信 3230,3231

ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

朝日税理士法人 名古屋事務所 朝日だより担当 青島・田中 052 - 571 - 5480

西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣 0563 - 57 - 7850